soudanshitsu-dayori

相談室だより

令和5年5月8日発行第429号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」 基本方針1.人権を尊重した医療の提供

- 2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕
- 3. 社会復帰促進と/-マライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代) 〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1

URL https://www.inokashira-hp.or.jp

今月の相談室だよりの紙面

2ページ 局校生等医療費助成(マル青)が始まりました!

3ページ | 新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられます

4ページ | 催し物のご案内

自立支援医療制度/心身障害者医療費助成制度(マル障)/編集後記

予約制



わわわ会・懇談会・かけはし



当院を利用されているご家族向けの催し

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族 ※アルコール依存症を除く

参加方法: <u>予約制(各回定員があります)</u> 当院 2 号館 1 階 4 番相談受付窓口に来院、または電話で各担当までお申 込みください。参加方法をご案内いたします。(☎0422-44-5331 代表) わわわ会は電話のみで受付

【つながろう 家族のための わわわ会】

オンライン(Zoom)と対面

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。1 クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。

前日 16 時までにご予約ください。

日時:5月27(土)10:00~12:00

原則毎月最終土曜日

テーマ:病気の理解『統合失調症って何?』

講師 : 当院医師

内容: 各回、講義と質疑 定員: 各回、対面6名まで

費用:無料 テキスト(5回分含)をご希望の方は

相談窓口(4番)で販売(500円税込み)

次回の予定:6月24日(土)10:00~12:00

テーマ:お薬の理解『お薬の効果と副作用』

講師: 当院薬剤師

【家族懇談会】対面

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

ご家族自身の気持ちを話したり、他のご家族の体験談を聞き、その中でご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思っています。

日時:5月27日(土)14:00~15:00

(13:45 受付開始) ※原則毎月最終土曜日

定員:10 名まで

【家族セルフヘルプグループ かけはし】対面

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止となる場合があります。開催日前日に当院ホームページ「新着情報」をご確認いただくか、事前にお問い合わせください。

日時:5月13日(土)14:00~15:00

※毎月第2土曜日

予約制

予約制

内容:家族による家族のための相談例会です。

定員:10 名まで

アルコール関連

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族 参加方法: <u>予約制</u> 参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。

(トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムまたは家族ミーティングの「参加方法」より

予約フォームヘアクセスしてください。)

【オンライン(Zoom)アルコール家族教育プログラム】

アルコール依存症に関する医師と精神保健福祉士による講義をオンラインで月2回配信しています。

日時:5月6日(土)・20日(土)

予約制

10:00~11:10 ※毎月第1・第3土曜日

内容:第1週 アルコール依存症とその治療について (担当:医師)

第3週 アルコール依存症からの回復と社会資源 (担当:精神保健福祉士)

【対面アルコール家族教育プログラム】毎月第4土曜日

日時:5月27日(土) 10:00~11:10

内容:「アルコール依存症と家族の対応」(担当:看護師)

【オンライン(Zoom)アルコール家族ミーティング】

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

日時:5月6日(土)・20日(土)

予約制

11:15~12:00 ※毎月第1·第3土曜日

【対面アルコール家族ミーティング】 毎月第4土曜日

日時:5月27日(土)11:15~12:00



高校生等医療費助成(マル青)が開始しました!

令和5年4月より、東京都内の市区町村では、高校生等に係る医療費を助成する「高校生等医療費助成制度(マル青)」が開始となりました。

〇対象者

都内各区市町村内に住所を有する高校生等を養育している方

高校生等とは高等学校の就学期(15歳の4月1日から18歳の3月31日)にある方を指し、高校在学中か否かを問いません。また、高校生等が誰からも監護されておらず区市町村が認める場合は、高校生等本人が対象者となることができます。

なお、養育している高校生等が以下の状況にある場合は、助成対象になりません。

- ・ 国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ・ 生活保護を受けている場合
- ・児童福祉施設等に措置により入所している場合

※高校生等を養育している方の所得による制限があります。所得要件の有無は区市町村により異なります。

〇助成内容

マル青は、高校生等に係る医療費について、医療保険(国民健康保険や健康保険など)の自己負担分を助成する制度です。

マル青の医療証をお持ちの方が、都内の医療機関等を受診する際の窓口でのお支払い負担額は、原則として以下のとおりです。

入院 入院時食事療養標準負担額のみ負担。

通院 通院 1 回につき最大 200 円まで負担。調剤と訪問看護については負担はなし。

※窓口でのお支払い負担のない区市町村もあります。

○マル青では助成の対象とならないもの

- 医療保険の対象とならないもの(健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代など)
- ・学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合の医療費
- ・健康保険組合等から支給される高額療養費・付加給付に該当する医療費の一部
- ・他の公費医療で助成される医療費

〇助成方法

医療機関の窓口にて、保険証とマル青医療証をご提示ください。

高校生等が、都外医療機関等で診療を受けた場合や、都外国民健康保険に加入している場合は、医療保険の自己 負担分を医療機関の窓口に一旦支払い、その領収書を持ってお住まいの区市町村に申請をすることで、医療助成費 の支給(払い戻し)を受けられます。

〇申請場所

申請の受付、医療証の交付は各区市町村が窓口となります。

申請方法等は区市町村ごとに異なりますので、お住まいの区市町村へお問合せください。

詳しくは東京都福祉保健局ホームページ





新型コロナが5類に移行します

新型コロナウイルスの発生から3年余りがたちました。5月8日からは、感染症法の分類が季節性 インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられることとなりました。 何が変わり、何が変わらないの か当院の感染制御実践看護師永岡科長に教えていただきました。

く変わること>

大きく変わる点は、医療提供体制です。限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機 関による通常の対応に移行していくことになります。

これまで、治療に係る費用は公費負担となっていましたが、自己負担が発生することとなります。 ただし急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援につ いて、期限を区切って継続することとなっています。

く変わらないこと>

医療の仕組みが変わっても、ウイルス自体は変わりません。新型コロナウイルス(だけに関わら ずさまざまな感染症にも)かからないように、日々の健康を保つことや、自分自身を守るため、そ して、周囲の人に感染を広げないために感染対策を続けていくことがとても大切です。

厚生労働省発行のリーフレット「With コロナにおいて健康をまもるためにできること」を参考に してください。URL → https://www.mhlw.go.jp/content/000994790.pdf

<井之頭病院では?>

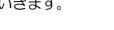
病院は高齢者や基礎疾患を持った方が多くいらっしゃいます。そのような方が感染した場合、 車症化リスクも高まります。引き続き「手洗い」や「3 密回避」、「病院の敷地内でのマスク着用」 にご協力をお願いします。

今まで直接面会を中止としていましたが、4月10日より再開しています。詳しくは病院ホー ムページや病棟へお問い合わせください。ただし、ご家族などに限らせていただいておりますの で、患者様同士の面会は今しばらくお待ちください。

入院患者様や、デイケア・アルコールデイケアメンバーを対象とした新型コロナワクチン接種 も継続していきますので、希望をされる場合は、担当のスタッフ等にお気軽にお問い合わせくだ さい。

(令和5年度は、12歳以上の方は9月以降に1回接種、65歳以上の方や基礎疾患を有する方 は5月から8月と、9月以降の2回接種、自己負担なしで接種することが可能となっています。)

井之頭病院は皆さんの健康を守るための取り組みを続けていきます。 ご協力よろしくお願いいたします。





よろしくお願いします



催し物のご案内 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会みんなねっと事務局

第7回精神障がい者と家族のための市民公開講座

みんなでうつぼを学ぶ~当事者や家族だけで悩まない社会に~

2023年6月3日(土)13:00~15:30

プログラム(予定)

司会:尾崎紀夫先生(名古屋大学大学院医学系研究科 精神疾患病態解明学 特任教授)

講演1:うつ病の症状や治療について(仮) 渡邊衡一郎先生(杏林大学医学部精神神経科学教室教授)

講演 2:病気と向き合うためにうつ病の正しい知識をつけるには~事例紹介~(仮)

講演3:当事者・ご家族の体験談

Q&A セッション(質疑応答)

お申込み方法

URL または二次元バーコードからお申込み下さい。 https://entry.smktg.jp/public/application/add/4777

お申込締切日 2023 年 6 月 1日(木) 13 時 開催日前日に視聴用 URL とパスワードが送られます。



参加費 無料 定員 500 人 ※事前のお申込みが 必要です オンライン開催

(ZOOM ウェビナー)

管理者:「精神障がい者と家族のための市民公開講座」事務局

お問合せ先:Email workstyle-seminar@newsbase.co.jp

自立支援医療制度をご存細ですか?

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる 医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります。(注:登録した 医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。)また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は5,500円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度(マル障)をご存知ですか?

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

編集後記:突然暖かくなり、衣替えが追い付いておりません。(まつ)

次号は6月5日 発行予定です





